

(7) PPP/PFI導入の考え方について

ア PPP/PFIの簡易的な検討について

PPP³/PFI⁴の導入について、「再整備基本方針」では、財政支出の削減及び平準化の観点から、施設の運営方法を含め、PPP/PFIといった民間活力の導入をより効果的かつ効率的なサービスの提供が可能となる手法の一つとして検討することとしています。

また、内閣府の「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（平成27年12月17日）により、人口20万人以上の地方公共団体に対して、事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）及び単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）について、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討するよう求められています。

また、PPP手法の一つの方式である指定管理者制度については、既に制定済みの「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」（平成20年）に基づき104施設（令和2年4月1日現在）について導入しており、今後、検討する施設についても、「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」に基づき検討することとします。

イ プランで対象とするPPP/PFI手法

導入を検討するPPP/PFI手法は、次のとおりとします。また、事業の性質や事業の範囲などにより他のPPP/PFI手法が想定される場合にはこの限りではありません。

表Ⅱ-2-2 導入検討するPPP/PFI手法

ア	民間事業者が施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式
イ	民間事業者が公共施設等の設計、建設及び運営等を担う手法	BTO方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO方式（建設 Build-所有 Own -運営等 Operate） DB/DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate）
ウ	民間事業者が公共施設等の設計及び建設を担う手法	BT方式（建設 Build-移転 Transfer）

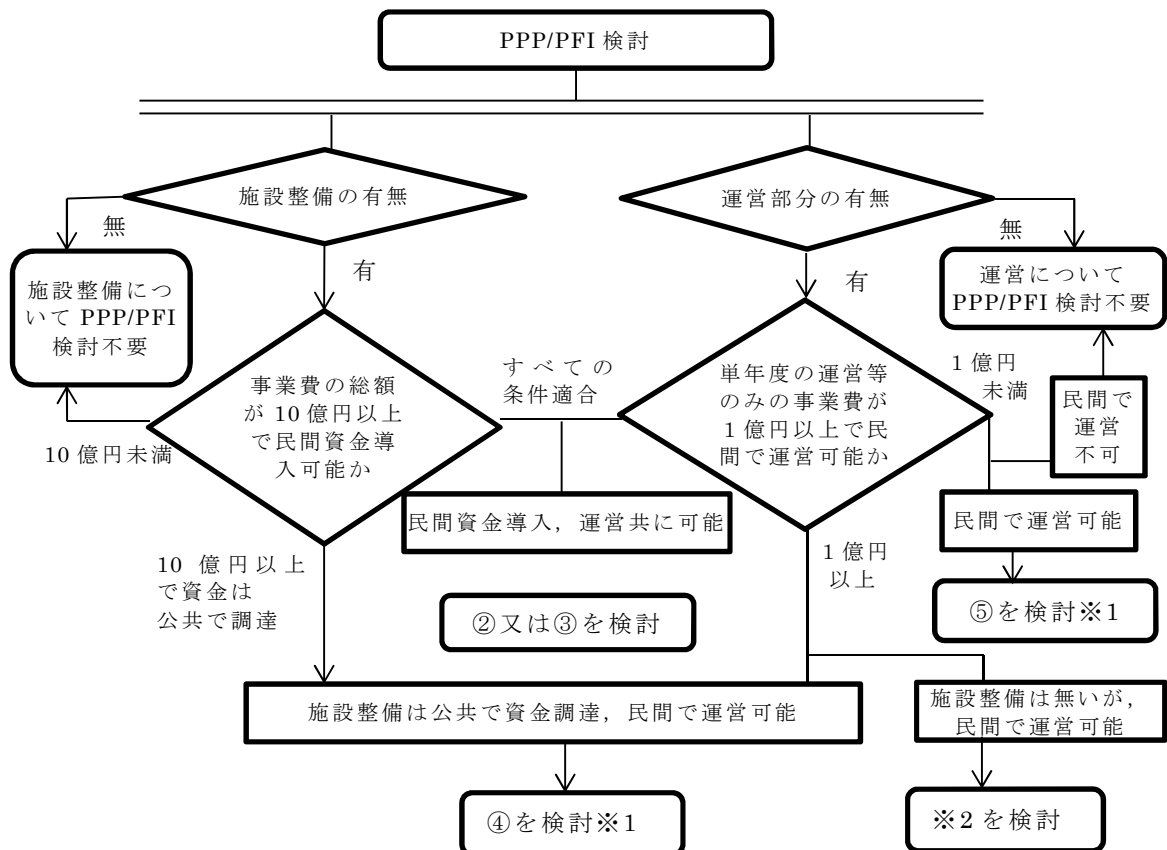
³ PPP（Public Private Partnership）：官と民の連携。事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、幅広い範囲を民間に任せる手法。

⁴ PFI（Private Finance Initiative）：民間資金を活用した社会資本整備。地方自治体が基本的な事業計画を作り、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札で募る手法。

ウ PPP/PFI手法導入優先的検討規程

内閣府の「「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について」（平成27年12月17日）に即して平成29年3月に「藤沢市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」を策定しました。図Ⅱ-2-1に記載のとおり施設整備を行う際には、PPP/PFIの優先検討を行うこととします。

図Ⅱ-2-1 PPP/PFI優先検討フロー図



図中の②～⑤は次ページに記載

※1 図中の②～⑤は、「表Ⅱ-2-3 PPP/PFI手法の公共と民間の役割」参照

※2 指定管理者制度を検討する場合は、「藤沢市指定管理者制度導入運用の基本方針」に基づく検討を行う。

※3 施設整備を伴わず、単年度の運営等のみの事業費が1億円以上で民間が運営可能な場合は、公共施設等運営権方式、指定管理者制度（※1）又は業務委託を検討する。

表Ⅱ－２－３ PPP／PFI手法の公共と民間の役割

	① 従来方式 (公設公営) (PSC)	② PFI方式 (民設民営) (BTO) (RO)	③ PFI方式 (民設民営) (BOT) (BOO)	④ デザインビルド (公設民営) (DB/DBO)	⑤ 公設＋包括運営 (指定管理) (業務委託) (公共施設等運営権方式)
計画策定	公共	公共	公共	公共	公共
資金調達	公共	民間	民間	公共	公共
設計	公共	民間	民間	公共, 民間	公共
建設	公共	民間	民間	民間	公共
運営	公共	民間	民間	公共(DB) 民間(DBO)	民間
建設時の施設所有	公共	公共	民間	公共	公共
運営期間内の施設所有	公共	公共	民間	公共	公共
運営期間終了後の施設所有	公共	公共	公共(BOT) 民間(BOO)	公共	公共
本市の事例	これまでの 公共施設	藤が岡二丁目地 区再整備事業 (BTO)		北部環境事業所 (DBO) 市民病院(DB)	指定管理104施設※4

※4 2020年(令和2年)4月1日現在

(8) 木材利用の促進について

「藤沢市公共施設における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、建築物の木造化または内装木質化を検討する。また、再整備において設置する備品および消耗品については、木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。

第3次藤沢市公共施設再整備プラン 【暫定版】

企画政策部 企画政策課 公共施設再整備担当
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466 (25) 1111 (代表) 内線 2172
0466 (50) 3502 (直通)

fj-kikaku@city.fujisawa.lg.jp

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>